

Novell® iChain® 2.3

ノバルソフトウェア使用許諾契約書

本契約を注意してお読みください。本ソフトウェアをインストールまたは使用することにより、お客様は本契約の条項に同意されたものとします。本契約の条項に同意されない場合は、本ソフトウェアをダウンロード、インストール、または使用することはできません。また、弊社の許可を得ることなく本ソフトウェアを販売、譲渡または再配布することもできません。

このノバルソフトウェア使用許諾契約書(以下「本契約」といいます)は、お客様と Novell, Inc. (以下「弊社」といいます)との間で締結されるものです。本契約に基づくソフトウェア製品、媒体および添付文書(以下総称して「本ソフトウェア」といいます)は、米国およびその他の国の著作権法および著作権条約によって保護されており、本ソフトウェアの所有および使用に関しては本契約の条項が適用されます。お客様が本契約の条項に同意されない場合は、本ソフトウェアをダウンロード、インストールまたは使用することはできません。購入時の領収書を添えて未使用の製品を一式お買い上げ店にご返却いただければ、お支払いいただいた代金をお返しいたします。本ソフトウェアは許諾されるものであり、販売されるものではありません。

本ソフトウェアには、本契約とは異なるソフトウェア使用許諾契約書または弊社以外のライセンサによる契約が適用される他のソフトウェアプログラムが含まれていたり、バンドルされている場合があります。別のソフトウェア使用許諾契約書が添付されているソフトウェアプログラムの使用については、当該別添の契約に従うものとします。本ソフトウェアと共に提供される第三者製品は、お客様のオプションとして含まれています。弊社は、第三者製品に対して責任がなく、お客様による第三者製品の使用に伴う賠償責任はないものとします。

本ソフトウェアの使用

一般製品

「ユーザ」とは、本ソフトウェアの一部または本ソフトウェアによって管理される製品(デバイス、ハードウェアまたはソフトウェア)に対するアクセス権または使用権を有する単一のディレクトリツリー上にある個人またはデバイスをいい、クレジットカード番号やPINナンバーなど個人を特定するようなデータも含まれます。単一のディレクトリツリー上にある、または複数のディレクトリツリーに接続されているユーザオブジェクトが同一の個人である場合は、1ユーザとしてカウントされます。

お客様は、ユーザオブジェクトごとにユーザライセンスを取得しなければなりません。本ソフトウェアにアクセスする場合または本ソフトウェアを使用する場合は、個別に割り当てられたユーザオブジェクトを少なくとも1つは有するものとし、そのユーザオブジェクトを通して本ソフトウェアにアクセスするものとします。

お客様は、上記に従うことを条件として本ソフトウェアを無制限に複製し、使用することができます。

Novell eDirectory(TM) 本ソフトウェアに含まれるNovell eDirectoryソフトウェアのライセンス数は、(1)本ソフトウェアで取得したライセンス数か、または(2)組織/会社内で250,000ユーザのいずれか多い数とし、その他についてはeDirectoryソフトウェアに付随する使用許諾契約書が適用されるものとします。尚、本項に基づくeDirectoryライセンスはアップグレードすることはできません。

Novell Modular Authentication Services (NMAS™) 本ソフトウェアに含まれるNMASユーザライセンス数は、本ソフトウェアで取得したライセンス数と同数とします。その他についてはNMASソフトウェアに付随する使用許諾契約書が適用されるものとします。

評価版 本ソフトウェアが評価用/デモ用であるか、当該目的のためにお客様に提供されている場合、お客様は、インストールしてから90日間(または本ソフトウェアが別途表示する期間)評価版の条件に従って当該目的のために内部でのみ使用することができます。評価期間が満了次第、お客様は本ソフトウェアの使用を中止し、本ソフトウェアによって加えられた変更を元の状態に戻し、お客様のシステムから完全に削除するものとします。本ソフトウェアには、インストールしてから90日(または一定期間満了)後自動的に使用不能となる機能を備えている場合があります。システムをバックアップし、ファイルやデータの喪失を防止する手段はお客様の責任で講じるものとします。

制限

ライセンス制限事項 本契約においてお客様に明確に付与されていない一切の権利は、弊社または弊社のライセンサに留保されます。また、お客様は以下の事項を行うことはできません。(1)本ソフトウェアによってサポートされ、お客様にライセンスされている接続数を増やしたり、1つの接続によって複数の接続またはユーザをサポートすること。(2)有効な法律で認められる範囲を超えて本ソフトウェアをリバース・エンジニアリング、逆アセンブル、ディコンパイルすること。(3)本ソフトウェアを改変、レンタル、時分割、リースしたり、本契約に基づくお客様の権利をサブライセンスすること。(4)本ソフトウェアまたは本契約に基づくお客様の権利を譲渡すること。

ライセンスパック お客様が本ソフトウェアのライセンスとして複数の製品のパックに対する使用権を有している場合は、本ソフトウェアが別途指定する場合を除き、単一のユーザだけがパック内のすべての製品を使用できます。ライセンスパックでは、パック内の個別の製品を複数のユーザが使用することはできません。

アップグレードライセンス お客様が既に使用している製品(以下「オリジナル製品」といいます)をアップグレードする目的で本ソフトウェアを購入された場合、本ソフトウェアは以下の条件に従って使用するものとします。(1)お客様がオリジナル製品の単独かつ最初のライセンサであること。(2)お客様がオリジナル製品をアップグレードするためにのみ本ソフトウェアを使用する権利を取得しており、購入時に弊社が本ソフトウェアによるアップグレードの対象製品としていること。(3)お客様がノバルソフトウェア使用許諾契約書の条項に従ってオリジナル製品をインストールし、使用していること。(4)お客様がオリジナル製品を取得した時点で、マスタソフトウェアおよびライセンスディスクをはじめ、ディスク、マニュアル等オリジナル製品の一式を取得していること。(5)オリジナ

ル製品が廃棄品またはディーラー、ディストリビュータもしくは他のエンドユーザから中古品として購入されたものではないこと。(6)お客様は本ソフトウェアをインストールしてから 60 日以内にオリジナル製品の使用を永久的に中止すること。(7) オリジナル製品の所有権を売却またはその他の方法で譲渡しないこと。

追加ライセンス お客様が既に購入された製品(以下「基本製品」といいます)のユーザ数またはサーバ数を追加するために本ソフトウェアを購入された場合、本ソフトウェアは以下の条件に従って使用するものとします。(1)お客様が基本製品の単独かつ最初のライセンサーであること。(2)お客様が基本製品のユーザ数またはサーバ数を追加するためにのみ本ソフトウェアを使用する権利を取得していること。(3)お客様が基本製品を取得した時点で、マスタソフトウェアおよびライセンスディスクをはじめ、ディスク、マニュアル等基本製品の一式を取得していること。(4)基本製品が廃棄品またはディーラー、ディストリビュータもしくは他のエンドユーザからの中古品として購入されたものではないこと。

サポート 弊社では本ソフトウェアへのサポートを提供する義務を負いません。弊社が提供するサポートについては <http://support-j.novell.co.jp/> をご参照下さい。

知的所有権

本ソフトウェアの権原または知的所有権のいずれもお客様に譲渡されるものではありません。お客様が購入されたのはライセンスのみであり、本ソフトウェア(改変物および複製物をすべて含む)の知的所有権はすべて弊社および弊社のライセンサーに帰属します。

保証の制限

本ソフトウェアの媒体が購入時に損傷していた場合または本ソフトウェアが添付文書の内容に合致していない場合には、お客様が本ソフトウェアを購入された日から 90 日以内に送料前払いで弊社にご送迎いただくか、その旨書面で弊社にご連絡いただければ、弊社の裁量で、不具合を解決するかまたはお客様が購入された本ソフトウェアと引き換えにお客様が支払われたライセンス料を返金致します。但し、本ソフトウェアの誤使用または無断で改変された場合にはいかなる保証も致しません。また、本ソフトウェアが無償で提供されたものについても現状有姿で提供されるものであり、いかなる保証も致しません。

本ソフトウェアは、原子力施設の運転、航空機管制システム、通信システム、制御システム、生命維持装置、兵器システムまたは本ソフトウェアの故障が人命、人体の傷害または重大な物理的損害もしくは環境破壊に直結する可能性のある用途など、絶対安全な運用が要求される危険な環境下でのオンライン制御装置と共に使用または配布することを目的に設計または製造されておらず、かような用途も想定しておりません。

本ソフトウェアは、特定のコンピュータおよびオペレーティングシステムにのみ互換性があります。従って、互換性のないシステムに対して弊社はいかなる保証もしておりません。互換性に関する情報については、弊社またはお買上げ店にお問い合わせください。

第三者製品 弊社以外のライセンサのソフトウェアが本ソフトウェアに含まれている場合や弊社以外のハードウェアに本ソフトウェアがバンドルされている場合があります。弊社は、第三者製品に対する保証は行っておりません。当該製品は現状有姿で提供されるものであり、当該製品に対する保証は、当該製品の製造元から提供されるものとします。

弊社は、法律で別途制限される場合を除き、本ソフトウェアの商品性、権原、第三者の権利侵害および特定の用途への適合性をはじめ、いかなる黙示的保証も否認し、排除します。また弊社は、「保証の制限」において明確に定められていない保証、表明または約束も行っておりません。更に弊社は、本ソフトウェアがお客様の要求に見合ったものであり、欠陥または誤りがないこと、並びに本ソフトウェアの動作が中断されないことを保証致しません。

責任の限定

結果的損害 弊社あるいは弊社のライセンサー、子会社または従業員は、逸失利益、事業の中断、データの喪失をはじめとして、本ソフトウェアの使用または使用不能に起因する特別損害、付随的損害、結果的損害、間接的損害、不法行為、経済的損害または懲罰的損害について、当該損害発生の可能性が告知されていた場合であっても、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

直接損害 人または財産への直接的損害(発生回数に関係なく)に対する弊社の損害賠償総額は、クレームの対象となった本ソフトウェアに対してお客様が支払った金額の 1.25 倍を限度とします。また、本ソフトウェアを無償で取得した場合の損害賠償総額は 5,000 円を限度とします。

一般条項

契約期間 本契約は、お客様が本契約にご同意戴き、本ソフトウェアをインストールした日から発効し、お客様が本契約の規定のいずれかに違反した場合に自動的に終了します。本契約が終了次第、本ソフトウェアおよび複製物をすべて廃棄するか、または弊社に返却の上、お客様のシステムから本ソフトウェアを削除するものとします。

ベンチマークテスト ベンチマークテストに関する条件は、お客様がソフトウェア開発者またはライセンサーである場合、またはソフトウェア開発者またはライセンサーの代理としてテストを行う場合に適用されます。本ソフトウェアに関するベンチマークテストの結果を第三者に提供または開示する場合は、予め弊社から書面による同意を得るものとします。お客様が本ソフトウェアに競争する、または本ソフトウェアと同等の機能を有する製品(以下「競合製品」といいます)のライセンサまたは代理店であって、弊社からの同意なくベンチマークテストの結果を公表または開示した場合は、かかる競合製品の使用許諾条件にかかわらず、弊社はかかる製品についてベンチマークテストを行い、ベンチマーク情報を公表・開示できるものとします。

譲渡 お客様は、予め弊社から書面による承諾を得た上で本ライセンスを第三者に譲渡することができます。但し、譲受人が本契約の条項に同意し、お客様が本ソフトウェア(本契約、複製物、付属品をすべて含む)を譲受人に譲渡することを条件とします。

準拠法 本契約は日本国の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとし、本契約に関して発生した訴訟については、東京地方裁判所を第一審管

轄裁判所とします。但し、お客様が本ソフトウェアを日本国外で使用される場合には、その国の法律に準拠します。

契約の変更 本契約は、お客様と弊社との間の完全なる理解および合意を記載したものであり、両当事者が書面に署名した場合に限り変更することができます。ライセンス、ディストリビュータ、ディーラー、リテイラー、販売員またはその他の者には、本契約を修正し、本契約の表明もしくは合意事項を変更したり、追加することはできません。

権利放棄 本契約に基づく権利の放棄は、当事者の代表者が書面に署名した場合に限り有効となります。過去または現在の違反または不履行に基づく権利の放棄は、本契約に基づいて生じる将来の権利の放棄と見なされることはありません。

可分性 本契約の規定のいずれかが無効または実行不能な場合、その規定は必要な限度で解釈の変更、制限、修正または本契約から分離されるものとし、本契約のその他の規定はこれに影響されることなく有効であることとします。

輸出規制法の遵守 弊社製品を輸出および再輸出されるお客様またはお客様の組織は、直接または間接手段かに関わらず、電子的転送を含むいかなる方法であれ、米国輸出管理法および最終目的地における規制に従うものとします。弊社は、お客様が輸出に必要な承認を取得できなかった場合、これに関して一切の責任を負わないものとします。かような承認は、製品の技術的特性、輸出先、使用目的、エンドユーザ、またはエンドユーザのその他の行為に依存します。弊社製品は通商停止または輸出制限の対象とする国またはユーザに輸出することはできません。米国から弊社製品を輸出する場合は、産業安全保障局のウェブサイトおよびその他の情報を参照し、また弊社製品を再輸出する場合は、最終目的地の規制に関して十分な理解を得ることが必要です。この条項は、本契約が満了または期限前に終了した場合も効力を持ちます。本ソフトウェアの輸出については、<http://www.novell.co.jp/info/exports/expmtx.html> もあわせてご参照ください。

米国政府による使用 お客様が米国政府の場合には、本ソフトウェアの使用、複製、開示は FAR 52.227-14 (June 1987) Alternate III (June 1987)、FAR 52.227-19 (June 1987)もしくは DFARS 252.227-7013 (b)(3) (Nov 1995)またはこれらの修正条項に定める制限事項に従うことを条件とします。
製造元: Novell, Inc. 1800 South Novell Place, Provo, Utah 84606

その他 本項により、国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用されません。

©1993, 2000-2004 Novell, Inc. All Rights Reserved.

Novell および iChain は米国 Novell, Inc. の米国およびその他の国々における登録商標であり、eDirectory および NMAS は米国 Novell, Inc. の商標です。

。